

## 知的発達障害部会

### 【知的発達障害部会とは】

東社協に加盟する都内・都外の知的障害児者施設・事業所によって組織されている。会員数は300を超える。部会は施設長を中心とした経営研究会と従事者を中心とした利用者支援研究会で構成され、両者のメンバーで役員会を組織している。この役員会のもとで施設種別として、児童施設分科会・入所施設分科会、通所施設分科会、地域支援分科会、グループホーム等ネットワーク委員会が組織されている。また種別横断的な専門委員会があり、現在は広報・研修・人権擁護・本人部会支援の4つの委員会がある。

役員会直属で施策検討・調査研究合同委員会、不祥事予防・対応委員会があり、制度の動向や不祥事に対して即応できるようにしている。

### 【提言項目1】

#### 障害者権利条約批准にむけての取り組み

### 【現状と課題】

現在国の障害者制度改革推進会議で障害当事者の委員を中心にして、国連の障害者権利条約を批准するための国内法の整備として、主に障害者基本法の見直し作業が行われている。しかし、委員構成をみると、セルフマネジメントを基調とする身障者団体関係者が多い。知的障害者の支援はケアマネジメントが基本的な方法なので、現状の推進会議の議論には、知的障害関係団体から不安の声があがっている。推進会議の基本的な方向性は支持しつつも、障害特性を考慮した見直し作業が求められる。

### 【提言内容】

国内法の整備にあたっては、理念の部分では障害者権利条約を基本としつつも、具体的な制度の法制化にあたっては、障害特性を充分考慮した制度化が実現されるように、東社協としても提言していく。

### 【提言項目2】

#### 安定した人材確保への取り組み

### 【現状と課題】

現在多くの福祉現場で人材の確保に追われている。障害者福祉・介護現場では、支援ニーズの高まりに応えきれていない。特に介護現場はもっとも定着率が低い職種のひとつと言われている。この現状の危機感を反映して、国に於いても処遇改善事業を実施しているが、この事業は直接処遇職員のみを対象としており、現状の実施率は7割にも達していない。また、時限の対策のために、運営法人としては、昇給財源に組み入れがたい都合もある。かつて支援費制度までは、職員の昇給財源として、給与等改善費が支払われていた。しかし、障害者自立支援法ではこの給与等改善費にあたる部分が廃止されてしまった。どの運営法人も職員の昇給財源に苦勞している実態があ

る。現在福祉現場は低賃金という風評だけではない事実がある。この現実を改善しないと安定した人材確保は望めない。

#### 【提言内容】

- 処遇改善助成金が、事務・調理職員等の現業職種にも給付可能となるよう、都から国に提言していく。
- 安定した人材確保のための抜本的な解決策は、現在の報酬体系に昇給財源を組み込むことである。かつての都サービス推進費B経費や国の給与等改善費に該当するような昇給財源に充当できる報酬単価を実現できるよう、都や国に提言していく。

#### 【提言項目3】

##### 東京都におけるあるべき居住支援への提言

#### 【現状と課題】

地域移行が叫ばれ、希望する利用者の入所施設からの地域移行への取り組みもなされており、東社協としてもかつて都から「地域移行コーディネート事業」を受託し、取り組んだ経緯がある。障害者自立支援法では、都道府県において障害者計画に入所施設の定員を一定割合減らすよう数値目標を設定することになった。都においては平成19年度末の入所定員を維持することとし、数値目標も国より低く設定されている。入所施設利用待機者が存在する事実と、在宅の居住ニーズの高まりの現状をみると、入所と地域を対立的にとらえるのではなく、居住支援の形として、入所施設もグループホームもあるとみるのが自然である。東京都において地域移行が進まないのではなく、一定数の地域移行は進んでいるが、新たな入所希望者が絶えないという事実があり、結果として入所施設の定員は減らないということである。一方、地域の状況は、保護者の高齢化に伴い、居住支援ニーズは極めて高く、グループホーム・ケアホームだけではなく入所施設への要望も高い。生まれ育った地域で暮らし続けるためにも、現状の水準以上の居住支援策が求められている。

#### 【提言内容】

- 障害者が希望する場所で住み続けられるように、障害者権利条約第19条に示されている「自立した生活及び地域社会に受け入れられること」を基本に、障害者施策が再構築されるように、提言していく。
- 大都市東京の居住支援ニーズの現状を踏まえ、住まいの場としてのグループホーム、ケアホームが大都市でも確保しやすいよう、1名からでもユニットとして認可されるよう提言していく。
- 東京都独自の都民利用都外施設の個別の開設経過を踏まえ、現在ある居住支援施設（都外入所・都内入所・通勤寮・グループホーム、ケアホーム）のそれぞれの役割が充分発揮され、利用者の現状を踏まえて循環して利用できるような、情報の提供も含めた基幹的な相談支援センターの設置を提言していく。